

## 現行の遠距離通学児童生徒通学定期券交付要綱 抜粋

第3条 定期券の交付対象者は本町内に在する町立学校に通学している児童生徒で、通常の通学手段により自宅から学校の校門までの通学距離が、小学生にあつては4 km以上、中学生にあつては6 km以上のものとする。

- 2 前項に規定する通学距離に満たない児童生徒で、同項の規定による定期券の交付対象者と同一の集落に居住し、同一のバス停を利用するもので町長が特に認めるものにあつては、前項の規定にかかわらず定期券の交付対象者とすることができる。

## 改正案

第3条 定期券の交付対象者は本町内に在する町立学校に通学している児童生徒で、学校の校門から最寄りのバス停までの距離が2 km 以上のものとする。

- 2 前項の規定に該当しない児童生徒のうち、町長が特に認めるものにあつては、前項の規定にかかわらず定期券の交付対象者とすることができる。

※町長が特に認めるもの

⇒通学距離が1.7 km以上で乗車座席に余裕がある場合。

⇒特別の事情があり歩行による通学が困難であるもの。